

自家用有償旅客運送事業の更新申請について

（交通空白輸送 大芋線、後川線、西紀中線、西紀北線）

（市町村福祉輸送 外出支援サービス事業）

<協議いただく内容>

丹波篠山市において、市が実施している2つの有償運送サービスについて道路運送法第79条に規定する登録の有効期限が令和8年9月30日をもって満了となるため、更新登録の申請を行います。申請を行うにあたり、地域公共交通会議にて協議を整える必要があるため、記載内容に同意をいただくものです。

運行形態等については現在実施しているものと同様の申請を予定していますが、現在の運行状況を踏まえ、協議ください。また、国からの指摘事項への対応及び軽微な変更は事務局へご一任ください。

<更新する期間>

令和8年10月1日から令和11年9月30日

<関係資料>

- 市町村有償運送の更新申請について(交通空白輸送)
- 市町村有償運送の更新申請について(市町村福祉輸送)

交通空白輸送(大芋線、後川線、西紀中線、西紀北線)の概要について

1. 自家用有償旅客運送事業の概要

当市では日常生活に必要な住民の移動手段の確保を図るため、道路運送法第79条に規定する国土交通大臣の登録を受けて、市内4地区にて自家用有償旅客運送事業を実施。

受託組織は、組織代表者、運行管理責任者、同代行者、運転員、事故対応・苦情対応責任者を定めて運行し、整備管理責任者はリース車両のため、リース元の事業者が担っている。

2. 自家用有償旅客運送事業の必要性

平成30年4月より市内公共交通網の再編を行うにあたり、公共交通機関が不足する公共交通空白地において運行を開始して以降、高齢者をはじめとした地域の方々にご利用いただいている。

基本的な運行は地域内、もしくは交通結節点のある市中心部までの運行であり、公共交通が不足する地域の住民にとってなくてはならない存在である。

今回の期間満了に伴う更新後についても現在の運行形態を継続し、市民の生活交通を確保していきます。

3. 各地区の運行形態について(更新後も同様)

| 地区名 | 大芋線 | 後川線 | 西紀中線 | 西紀北線 |
|------|-------------------------|----------------------------|----------------|----------------|
| 協議会名 | 大芋地区有償運送事業運営協議会 | 後川郷づくり協議会 | 西紀中地区里づくり振興会 | 西紀北有償運送協議会 |
| 運行日 | 週5日/不定(月～金曜日) デマンド運行 | 週3日/日3便(火・木・金曜日) デマンド運行 | 週2日/日2便(火・木曜日) | 週2日/日4便(火・木曜日) |
| 運行形態 | 不定时・不定路線(大芋地区外は定路線) | 定时・不定路線(後川地区外は定路線) | 定时・定路線 | 定时・定路線 |
| 予約 | 要予約 | 要予約 | 予約不要 | 予約不要 |
| 車両 | ミニバン(5人乗り)2台 | ミニバン(8人乗り)1台 | ミニバン(8人乗り)1台 | ミニバン(8人乗り)1台 |

4. 運行区域について

別紙資料①の通り

5. 運送区域ごとの対価の額について

| 区分 | 使用料 | |
|--|-------|----------------|
| 各地区内での運行の場合 (ただし、大芋地区については福住地区及び村雲地区を、後川地区については日置地区をそれぞれ地区に含む。) | 大人 | 200円 |
| | 小人 | 100円 |
| | 幼児 | 無料 |
| | 障がい者等 | 上記区分による金額の2分の1 |
| 上記地区の境を超えた運行の場合 | 大人 | 500円 |
| | 小人 | 250円 |
| | 幼児 | 無料 |
| | 障がい者等 | 上記区分による金額の2分の1 |

6. 運行実績(平成30年度～令和7年度)

別紙資料②の通り

7. 承認後のスケジュール

| 時期 | 内容 |
|--------|----------------|
| R8.5 | 協議が整ったことの証明書発行 |
| R8.8～9 | 運輸局へ申請書類提出 |
| R8.10 | 更新完了 |

【資料① 運行区域】

大牟地区有償運送関連図

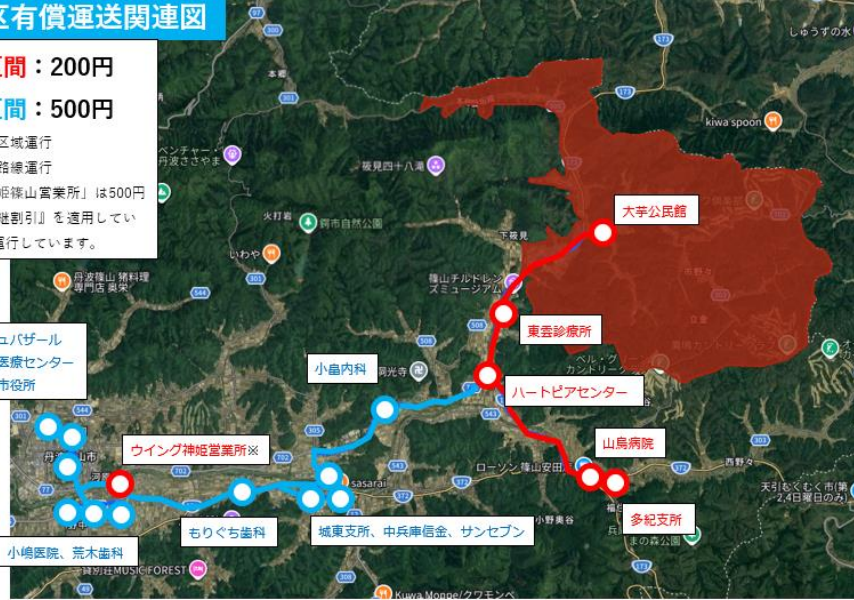
赤字区間：200円

青字区間：500円

・大牟地区内は区域運行
大牟地区外は路線運行
※「ウイング神姫登山営業所」は500円区間ですが『乗継割引』を適用しているため200円で運行しています。

フレッシュバザール
ささやま医療センター
丹波篠山市役所

コーナン、小嶋医院、荒木歯科



後川地区有償運送関連図

赤字区間：200円

青字区間：500円

・後川地区内は区域運行
後川地区外は路線運行
※「ウイング神姫登山営業所」は500円区間ですが『乗継割引』を適用しているため200円で運行しています。



西紀中地区有償運送関連図

赤字区間：200円

青字区間：500円

・地区内と岡本病院・バザールタウン方面を
定時停路線で運行します。

| ● Aコース | | | ● Bコース | | |
|--------|----------|----------------|--------|------|------|
| 集落名 | 乗車場所 | 時刻表 | 集落名 | 乗車場所 | 時刻表 |
| 栗柄 | ふれあいセンター | 8:30 | 栗柄 | 1 | 9:15 |
| 2 | 8:32 | 市山 | 2 | 9:16 | |
| 八軒神前 | 8:33 | 市山 | 3 | 9:17 | |
| 井上橋 | 8:35 | 小笠 | 4 | 9:19 | |
| 坂本 | 1 | 8:37 | 2 | 9:20 | |
| 公民館前 | 8:38 | 3 | 9:21 | | |
| 2 | 8:39 | 上板井 | 1 | 9:23 | |
| 3 | 8:40 | 2 | 9:24 | | |
| 高坂 | 公民館前 | 8:42 | 3 | 9:25 | |
| 1 | 8:44 | 4 | 9:26 | | |
| 2 | 8:45 | 下板井 | 1 | 9:27 | |
| 打坂 | 打坂バス停 | 8:47 | | | |
| 上板井 | 弘誓寺前 | 8:49 | | | |
| 2 | 8:50 | シャクナゲ公園 | 9:28 | | |
| 3 | 8:51 | 西紀支所 | 9:29 | | |
| 4 | 8:53 | 西紀記念病院 | 9:31 | | |
| 5 | 9:01 | バザールタウンまたは岡本病院 | 9:39 | | |

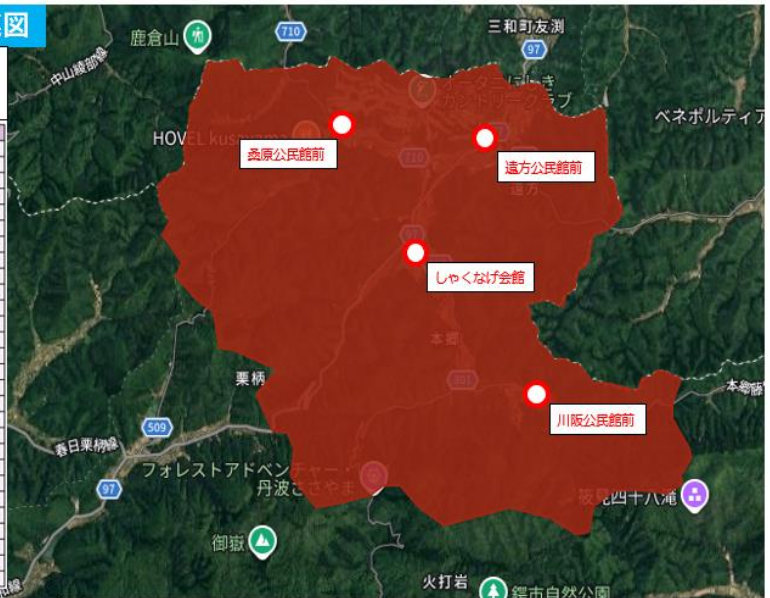


西紀北地区有償運送関連図

赤字区間：200円

・地区内を定時停路線で運行します。

| 停留所 | 1便 | 2便 | 3便 | 4便 |
|---------|------|-------|-------|-------|
| しゃくなげ会館 | 8:11 | 10:28 | 12:52 | 15:31 |
| 鏡原下 | 8:14 | 10:31 | 12:55 | 15:34 |
| 上向 | 8:15 | 10:32 | 12:56 | 15:35 |
| 上向 | 8:17 | 10:34 | 12:58 | 15:37 |
| 鏡原公民館前 | 8:18 | 10:35 | 12:59 | 15:38 |
| 河谷下 | 8:21 | 10:38 | 13:02 | 15:41 |
| 河谷上 | 8:23 | 10:40 | 13:04 | 15:43 |
| 河谷下 | 8:25 | 10:42 | 13:06 | 15:45 |
| 鏡原公民館前 | 8:27 | 10:44 | 13:08 | 15:47 |
| 鏡原中 | 8:29 | 10:46 | 13:10 | 15:49 |
| 鏡原下 | 8:30 | 10:47 | 13:11 | 15:50 |
| 遠方公民館前 | 8:34 | 10:51 | 13:15 | 15:54 |
| 下流方 | 8:36 | 10:53 | 13:17 | 15:56 |
| 中流方 | 8:39 | 10:56 | 13:20 | 15:59 |
| 上流方 | 8:41 | 10:58 | 13:22 | 16:01 |
| しゃくなげ会館 | 8:44 | 11:01 | 13:25 | 16:04 |
| 本郷コミセン前 | 8:46 | 11:03 | 13:27 | 16:06 |
| 本郷上野 | 8:47 | 11:04 | 13:28 | 16:07 |
| 本郷上 | 8:49 | 11:06 | 13:30 | 16:09 |
| 川原公民館前 | 8:52 | 11:09 | 13:33 | 16:12 |
| 川原上 | 8:53 | 11:10 | 13:34 | 16:13 |
| こりよん | 8:55 | 11:12 | 13:36 | 16:15 |
| 本郷上 | 8:58 | 11:15 | 13:39 | 16:18 |
| 本郷上野 | 9:00 | 11:17 | 13:41 | 16:20 |
| 松崎寺前 | 9:01 | 11:18 | 13:42 | 16:21 |
| 鏡 | 9:02 | 11:19 | 13:43 | 16:22 |
| 宮立 | 9:05 | 11:22 | 13:46 | 16:25 |
| しゃくなげ会館 | 9:08 | 11:25 | 13:49 | 16:28 |



【資料② 運行実績<運行日数(日)>】

| 年度 | 大芋線 | 後川線 | 西紀中線 | 西紀北線 | 村雲線 | 合計 |
|------|-------|-----|------|------|-----|-------|
| H30 | 223 | 100 | 98 | 103 | | 524 |
| R1 | 219 | 93 | 99 | 104 | | 515 |
| R2 | 219 | 95 | 95 | 99 | | 508 |
| R3 | 219 | 100 | 97 | 100 | | 516 |
| R4 | 227 | 101 | 99 | 116 | 3 | 546 |
| R5 | 205 | 82 | 99 | 116 | 38 | 540 |
| R6 | 191 | 61 | 99 | 115 | 37 | 503 |
| R7 | 174 | 63 | 98 | 118 | | 453 |
| 地区別計 | 1,677 | 695 | 784 | 871 | 78 | 4,105 |

【資料② 運行実績<利用者数(人)>】

| 年度 | 大芋線 | 後川線 | 西紀中線 | 西紀北線 | 村雲線 | 合計 |
|------|-------|-------|-------|-------|-----|--------|
| H30 | 836 | 280 | 525 | 615 | | 2,256 |
| R1 | 819 | 294 | 546 | 638 | | 2,297 |
| R2 | 1,027 | 280 | 395 | 483 | | 2,185 |
| R3 | 1,172 | 256 | 562 | 629 | | 2,619 |
| R4 | 1,061 | 263 | 409 | 675 | 6 | 2,414 |
| R5 | 972 | 186 | 592 | 483 | 38 | 2,271 |
| R6 | 712 | 152 | 544 | 400 | 73 | 1,881 |
| R7 | 650 | 161 | 421 | 423 | | 1,655 |
| 地区別計 | 7,249 | 1,872 | 3,994 | 4,346 | 117 | 17,578 |

市町村運営有償運送の更新申請について

市町村福祉輸送（外出支援サービス事業）

丹波篠山市保健福祉部長寿福祉課

I 丹波篠山市の現状と市町村福祉輸送の状況について

1 これまでの経緯

現在、丹波篠山市において実施している市町村福祉輸送として、要介護高齢者等、単独では公共交通機関が利用困難な者について、公共施設や医療機関等まで個別輸送を行う「外出支援サービス事業」があります。

本事業については、平成 15 年 1 月に道路運送法旧第 80 条の許可を受け運行しておりますが、平成 20 年、平成 23 年、平成 26 年、平成 29 年、令和 2 年及び令和 5 年 10 月 1 日と更新登録を行い、現在運行しています。

この度、令和 8 年 9 月 30 日をもって有効期限が満了となるため、「外出支援サービス事業」の更新申請を行う必要があります。

市町村運営有償運送の更新申請を行うにあたっては、地域公共交通会議において、その必要性や旅客から収受する対価について協議し、また、自動車の種類ごとの数や、運転者の要件、運行管理体制等について確認を行う必要があるため、今回の協議となっております。

2 丹波篠山市における高齢者等の状況

(1) 高齢者人口

丹波篠山市の65歳以上高齢者人口は、令和7年度(令和8年3月末時点)では14,159人であり、高齢化率は36.9%となっています。

高齢化率はこの5年間で1.6ポイント増加しており、年齢区別にみると、前期高齢者(65歳～74歳まで)の人口が984人減少していますが、後期高齢者(75歳以上)は1,000名増加しており、今後も後期高齢者の増加が予想されます。



(2) 要介護認定者数

要介護認定者数は、令和7年度(令和8年3月末時点)で2,821人であり、令和3年度(令和4年3月末時点)の2,691人から、5年間で130人増加しています。

特に、要介護認定者数のうち75歳以上の後期高齢者数が、約9割を占めているため、今後後期高齢者数が増加していくことにより、要介護者数が増加していくことが考えられます。



3 丹波篠山市における市町村福祉輸送（外出支援サービス）の状況について

(1) 実施主体 丹波篠山市

(2) 委託先 丹波篠山市社会福祉協議会

(3) 委託料 令和7年度決算額 4,558,726円

(4) 実施内容

一般の公共交通機関が利用困難な要介護高齢者等を自宅から公共施設や医療機関等へ送迎する

(5) 利用状況

利用登録者 80人

令和7年度平均月利用者数 15人(43.1回) /月

令和7年度延べ利用者数 181人

令和7年度延べ利用回数 517回

Ⅱ 丹波篠山市公共交通会議における協議事項について

1 市町村運営有償運送（市町村福祉輸送）の更新と必要性について

■外出支援サービスの概要【現行の登録証については、参考資料 P1～2 参照】

| 項目 | 現行 (R5.10.1～R8.9.30) | 更新後 (R8.10.1～R11.9.30) |
|------------------|--|---------------------------|
| 実施主体 | 丹波篠山市 | 同左 |
| 運送主体 (委託先) | 丹波篠山市社会福祉協議会 | 同左 |
| 事業概要 | 一般公共交通機関の利用が困難な方について、自宅から公共施設や医療機関等まで送迎する。 | 同左 |
| 利用対象者 (旅客の範囲) | 市内に住所を有し、おおむね65歳以上で一般公共交通機関が利用困難な者のうち、次のいずれにも該当する者 (1) 日常生活において常時車いすが必要な者 (2) 車への乗降時に一部又は全介助が必要な者 その他市長が特に必要と認めた者 | 同左 |
| 利用登録者数 | 80名 | 同左 |
| 運行車両 (福祉車両) | 4台 ・車いす仕様車リフトタイプ 1台 ・車いす、ストレッチャー兼用車 2台 ・車いす仕様車スロープタイプ 1台 | 同左 |
| 利用料金 (運送の対価) | 市内1回 500円 市外1回 1,000円 ※減免制度あり | 同左 |
| 登録運転員数 | 4名(社会福祉協議会雇用の運転員) (内訳) 第1種免許 4名 | 同左 |
| 運行管理責任者 | 丹波篠山市社会福祉協議会 | 同左 |

■外出支援サービスの必要性

本事業については、上記のとおり公共交通機関が利用困難な者のうち、常時車いすが必要（又は必要な状態）、かつ車への乗降に一部又は全介助が必要な者とし、歩行困難者や寝たきり等の重度の移動制約者を中心に事業を行っている。

令和7年度における本事業の新規登録者は11名あった。また、今後も後期高齢者人口（75歳以上）の増加に伴い要介護認定者数の増加が見込まれることから、移動に何らかの支援が必要な移動制約者の移動支援ニーズは高いと考える。

本事業については、①利用対象者を重度の移動制約者とし、②利用区間を自宅から公共施設や医療機関等へ限定し、③利用回数を月8回/片道までとすること等、限定的に事業展開を行うことで、介護タクシー事業者や公共交通機関の補完的立場を担っている。

2 旅客から収受する対価について

○旅客から収受する対価の基準

- ・旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であると認められること。
- ・合理的な方法により定められ、旅客にとって明確であること。
- ・市町村福祉輸送については、一般乗用旅客自動車運送事業に係る運賃の1/2の範囲内を目安。

下記積算を参考に、市内1回500円、市外1回1,000円としており、現行と同内容で更新申請。

【参考】兵庫地区一般乗用旅客自動車運送事業 自動認可運賃

③普通車

| | 距離制運賃 | | | 時間距離併用制 | 時間制運賃 |
|------|-----------------|-----------|-------------|---------|-------------|
| | 初乗運賃 (1.2km) | 加算運賃 | | | (30分) |
| 上限運賃 | 700円 | 225m 100円 | 1分 25秒 100円 | | 上限運賃 3,000円 |
| B運賃 | 690円 | 228m 100円 | 1分 25秒 100円 | | B運賃 2,960円 |
| C運賃 | 680円 | 232m 100円 | 1分 25秒 100円 | | C運賃 2,920円 |
| D運賃 | 670円 | 235m 100円 | 1分 25秒 100円 | | D運賃 2,880円 |
| E運賃 | 660円 | 239m 100円 | 1分 30秒 100円 | | E運賃 2,830円 |
| F運賃 | 650円 | 242m 100円 | 1分 30秒 100円 | | F運賃 2,790円 |
| 下限運賃 | 640円 | 246m 100円 | 1分 30秒 100円 | | 下限運賃 2,750円 |

1 市内の運送対価についての積算 (市内 片道500円)

◇R7年10月～R8年3月 平均乗車距離 7.3km/片道

タクシー運賃(距離制運賃)では、約3,040円～3,400円/片道となり、タクシー運賃の1/2の範囲内である。

2 市外の運送対価についての積算 (市外 片道1,000円)

◇R7年10月～R8年3月 平均乗車距離 23.1km/片道

タクシー運賃(距離制運賃)では、中型 約9,540～10,400円/片道となり、タクシー運賃の1/2の範囲内である。

3 その他確認事項について

(1) 使用する自動車の種類ごとの数【参考資料 P6～9】

■市町村福祉輸送：外出支援サービス

4 台

| | |
|----------------|-----------------|
| 車いす仕様車リフトタイプ | 1 台・・・1 号車 |
| 車いす、ストレッチャー兼用車 | 2 台・・・2 号車、4 号車 |
| 車いす仕様車スロープタイプ | 1 台・・・3 号車 |

(2) 運転者に求められる要件

第一種運転免許者については、過去 2 年以内にその効力が停止されていない者であって、国土交通大臣が認定する講習を受講していることが要件となっている。

4 名の運転員については、全員が第 1 種免許者であり、国土交通大臣が認定する講習（兵庫県移送サービスネットワークにおける講習）を受講している。

(3) 損害賠償措置【参考資料 P6】

損害賠償限度額が、対人 8,000 万円以上、対物 200 万円以上が要件となっている。

(4) 運行管理の体制【参考資料 P10】

(5) 整備管理の体制【参考資料 P10】

(6) 事故時の連絡体制【参考資料 P10】

(7) 苦情処理体制【参考資料 P10】

上記については、それぞれ、責任者・連絡体制等を記した書類が必要。

参考資料集

丹波篠山市保健福祉部長寿福祉課

| | | | | | | |
|-------|----|-----|------|-----|----|------|
| 決裁・供覧 | 市長 | 副市長 | 総務部長 | 部長 | 次長 | 参事 |
| | | | () | () | | |
| | 課長 | 副課長 | 課長補佐 | 係長 | 係員 | |
| | | | | | | (石田) |



神兵輸第 700

自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の6に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

1. 登録番号

神兵市福第6号

2. 登録の有効期間

令和5年10月1日 から 令和8年9月30日

3. 名称、住所、代表者氏名

丹波篠山市
 丹波篠山市北新町41
 丹波篠山市長 酒井 隆明

4. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

5. 運送の区域

丹波篠山市

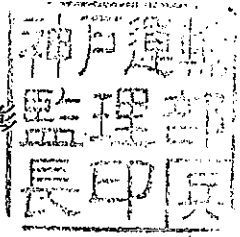
6. 運送の区域事業者協力型自家用有償旅客運送の場合にあつては、協力事業者の氏名又は名称及び住所

7. 登録に付す条件

別紙

令和5年10月25日

神戸運輸監理部長 白井 謙彰



7. 登録に付す条件

- (イ) 運転者要件を備えていない者に運転させてはならない。
- (ロ) 複数乗車を行う場合において、旅客の輸送の安全の確保のため添乗をする者が必要と認められる場合には、適切な者を乗務させること。
(福祉有償運送運営協議会において複数乗車が認められている場合に限る。)
- (ハ) 使用車両の任意保険等に係る「運転者の年齢条件等」に該当しない運転者がいる場合には、当該運転者が条件等に達することとなるまでは当該車両を運転させないこと。
- (ニ) 使用車両の任意保険等に係る「運転者限定等」に該当しない運転者に当該車両を運転させないこと。
- (ホ) 自家用有償旅客運送自動車の両側面に以下の事項を表示すること。
文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとする。
文字の大きさは一辺5センチメートル以上とする。
- ・運送者の名称
 - ・「有償運送車両」の文字
 - ・登録番号
- (ヘ) 自家用有償旅客運送自動車には、登録証の写しを備え置くこと。

丹波篠山市外出支援サービス事業委託契約書

丹波篠山市長（以下「委託者」という。）と社会福祉法人 丹波篠山市社会福祉協議会長（以下「受託者」という。）とは、丹波篠山市外出支援サービス事業について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託事業）

第1条 委託者は、次の事業（以下「委託事業」という。）の実施を受託者に委託し、受託者は、これを受託するものとする。

- (1) 委託事業名 丹波篠山市外出支援サービス事業
- (2) 委託事業の内容については丹波篠山市外出支援サービス事業実施要綱（平成15年篠山市要綱第33号（以下「実施要綱」という。））のとおり
- (3) 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託事業の実施）

第2条 受託者は、委託事業を実施要綱に従って実施しなければならない。実施要綱が変更された場合も同様とする。

- 2 前項のほか、受託者は委託事業の実施方法について、委託者の指示に従わなければならない。

（委託料）

第3条 委託者は、委託事業に要する費用（以下「委託料」という。）として金5,825,000円を受託者に支払うものとする。

（委託料の支払）

第4条 委託料は、委託事業が終了し、その額が確定した後に支払うものとする。

- 2 委託者は、受託者の請求により必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、概算払をすることができる。
- 3 受託者は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書を委託者に提出するものとする。

（再委託の禁止）

第5条 受託者は、この委託事業達成のため、委託事業の一部を第三者に委託又は請け負わせてはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。

（実績報告）

第6条 受託者は、委託事業が終了したときは、委託事業の成果を記載した実績報告書及び収支決算書を、委託事業終了後20日以内に委託者に提出しなければならない。

（委託料の額の確定）

第7条 委託者は、前条の規定により、受託者から実績報告書の提出があったときは、延滞なく、当該業務がこの契約内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、委託料の額を確定し、受託者に対して通知するものとする。



(過払金の返還)

第8条 受託者は、既に支払を受けた委託料が前条に規定する委託料の確定額を超えるときは、その超える金額について、委託者の指示に従って返還するものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第9条 この契約の履行中第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償するものとする。ただし、その損害が委託者の責に帰すべき事由により生じた場合においては、その賠償額は委託者が負担するものとする。

(秘密の保持)

第10条 受託者又は受託者の従業員は、委託事業の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

2 受託者は、秘密事項に属する諸情報紛失、漏洩等の事故が発生した場合若しくは、その疑いが生じた場合、直ちに応急処置を講ずるとともに、委託者に報告し指示を受け、その対策にあたらなければならない。

(個人情報の保護)

第11条 受託者は、第9条の秘密の保持に基づく個人情報の保護について、その主旨を周知徹底し、プライバシーの侵害防止に万全を期するものとし、取扱いについては、別添の「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(帳簿等)

第12条 受託者は、委託事業に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金銭の出納を明らかにしておかなければならない。

2 受託者は、前項に関する帳簿、書類等をその完結の日から5年間保存するものとする。

(実地調査等)

第13条 委託者は、必要があると認められるときは、受託者の帳簿、書類その他の記録及び委託事業の状況について実地に調査できるものとする。

2 受託者は、委託者から委託事業の実施に関し、報告を求められたときは、速やかに委託者に報告するものとする。

(改善の指示等)

第14条 委託者は、委託事業の実施について改善する必要を認めるときは、その改善事項を受託者に指示することができるものとする。

(契約の解除等)

第15条 委託者は、受託者がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更し、既に支払った委託料の全部又は一部の返還を請求することができるものとする。

(災害時の協力)

第16条 本市において災害が発生した場合は、委託者の要請に基づき受託者は本委託事業の実施にかかる車両等を提供するとともに、運転員は支援に協力するものとする。

(協議)

第17条 この契約に定める事項のほか、委託事業の遂行に関し必要な事項は、委託者受託者協議の上定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、委託者受託者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年4月1日

委託者 兵庫県丹波篠山市北新町41番地
丹波篠山市長 酒井 隆 明

受託者 兵庫県丹波篠山市網掛301番
社会福祉法人 丹波篠山市社会
会 長 前 田 公



市町村運営有償運送(市町村福祉輸送) 自家用有償旅客運送自動車の配置数及び種類

| | 1号車 | 2号車 | 3号車 | 4号車 |
|-----------|------------------|----------------------|-------------------|----------------------|
| 車両種類 | 車いす仕様車 リフトタイプ | 車いす・ストレッ チャー兼用タイプ | 車いす仕様車 スロープタイプ | 車いす・ストレッ チャー兼用タイプ |
| 登録番号 | 神戸800そ9243 | 神戸800 せ7740 | 神戸80あ2867 | 神戸800ち4119 |
| 初年度登録 | H16年8月 | H23年2月 | H15年6月 | R4年3月 |
| 種別 | 普通 | 普通 | 軽自動車 | 普通 |
| 用途 | 特種 | 特種 | 特種 | 特種 |
| 自家用・事業用の別 | 自家用 | 自家用 | 自家用 | 自家用 |
| 車体の形状 | 車いす移動車 | 車いす移動車 | 車いす移動車 | 車いす移動車 |
| 車名 | ニッサンキャラバン | トヨタハイエース | ダイハツムーブ | トヨタハイエース |
| 乗車定員 | 9人 | 10人 | 3人 | 10人 |
| 車台番号 | DQGE25-011893 | KDH206-8031027 | L150S-0069147 | GDH206-1067859 |
| 車検満了 | R9.3.13 | R9.2.15 | R9.7.11 | R10.3.21 |
| 所有者 | 丹波篠山市社協 | 丹波篠山市社協 | 丹波篠山市 | 丹波篠山市社協 |
| 使用者 | 丹波篠山市社協 | 丹波篠山市社協 | 丹波篠山市 | 丹波篠山市社協 |
| 車両貸与契約書 | 無 | 無 | 有 | 無 |
| 保 険 | 社名 | 三井住友海上 | 三井住友海上 | 三井住友海上 |
| | 車両 | 免責なし | 免責なし | 免責なし |
| | 対人 | 20万円 | 90万円 | 10万円 |
| | 対物 | 無制限 | 無制限 | 無制限 |
| | | 免責なし | 免責なし | 免責なし |
| | 人身傷害 | 3,000万円 | 3,000万円 | 3,000万円 |
| | 2,000万円 | 2,000万円 | 2,000万円 | 2,000万円 |

外出支援サービス事業にかかる車両貸与契約書

篠山市外出支援サービス事業の委託に関して、篠山市長（以下「甲」という。）と社会福祉法人篠山市社会福祉協議会会長以下「乙」という。）との間に、次のとおり車両貸与契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、篠山市外出支援サービス事業の委託業務を効率的に遂行するため、乙に外出支援サービス用の車両を貸与する。

（貸与車両）

第2条 甲が乙に対し貸与する車両は、次の登録番号又は車両番号の車両とする。ただし、第4号の車両については、他の車両の故障等による緊急時のみ貸与するものとする。

- (1) 神戸800さ2246
- (2) 神戸501は3518
- (3) 神戸80あ2867
- (4) 神戸80あ2951

第3条 前条の車両は、無償貸与とする。

（車両維持、運行管理）

第4条 乙は、貸与車両について保守点検を励行し、常に正常な運行ができるよう維持管理に努めなければならない。

- 2 乙は、車両運行管理に十分な注意義務を払うとともに、関係法令集を遵守し、誠実、正確且つ安全を旨として運行管理をするものとする。
- 3 第2条第4号の車両を除く貸与車両の維持管理（燃料費を含む。）、継続（検査及び税、保険料等）に係る経費については、乙が負担するものとする。
- 4 乙は、甲の許可なく貸与車両を契約業務以外の目的に使用してはならない。
- 5 乙は、運行日誌を作成し、毎月速やかに甲に提出するものとする。

（自動車保険の加入）

第5条 乙は、第2条第4号の車両を除く貸与車両について自動車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。

（賠償責任）

第6条 乙は、業務中に発生した交通事故等、第三者との間における紛争等については、全て乙が責任を負うものとする。

- 2 乙及び乙の使用人が業務中に受けた災害については、乙がその責任を負うものとする。

（契約期間）

第7条 この契約期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間とし、期間満了前に双方から申し出がない限り、以降毎年、翌年3月31日まで更新したものとす

(協議)

第8条 この契約に定めのない事項については、甲乙双方で協議するものとする。

附 則

車両貸与契約書(平成13年4月1日契約、平成20年10月1日変更契約)、及び車両貸与契約書(平成15年7月1日契約、平成18年7月1日変更契約)は、廃止する。

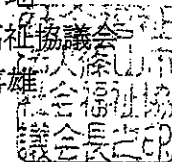
上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、双方記名押印して各自1通を保有するものとする。

平成23年4月1日

甲 兵庫県篠山市北新町41番地
篠山市長 酒井 隆



乙 兵庫県篠山市網掛301番地
社会福祉法人篠山市社会福祉協議会
会 長 羽 田 登喜雄



車両貸与変更契約書

平成23年4月1日付けで、兵庫県篠山市長 酒井隆明と、篠山市社会福祉協議会長 羽田登喜雄との間において締結した「篠山市外出支援サービス事業」の車両貸与契約を次のとおり変更する。

記

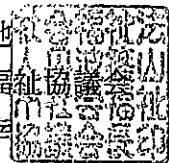
- 1 第2条のただし書を削る。
- 2 第2条中、「第2号」を削る。
- 3 上記の契約変更の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年12月26日

委託者 兵庫県丹波篠山市北新町41番地
丹波篠山市長 酒井隆明

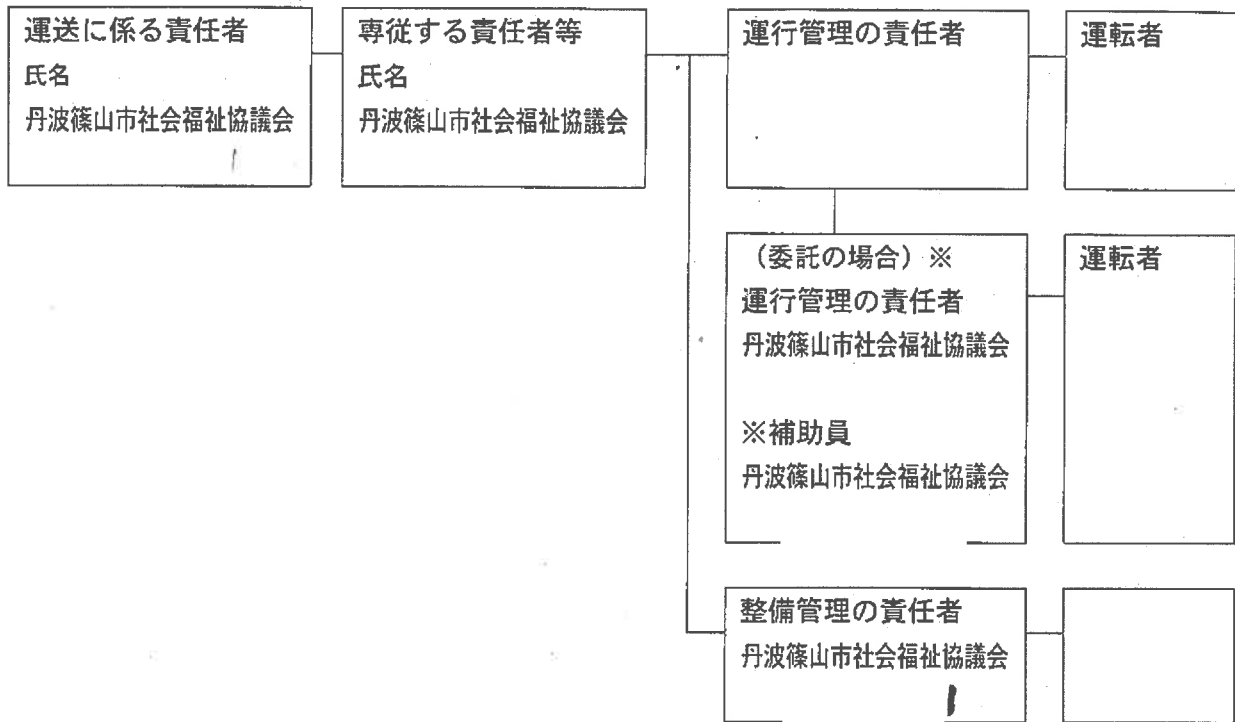


受託者 兵庫県丹波篠山市網掛301番地
社会福祉法人 丹波篠山市社会福祉協議会
会長 前田公幸

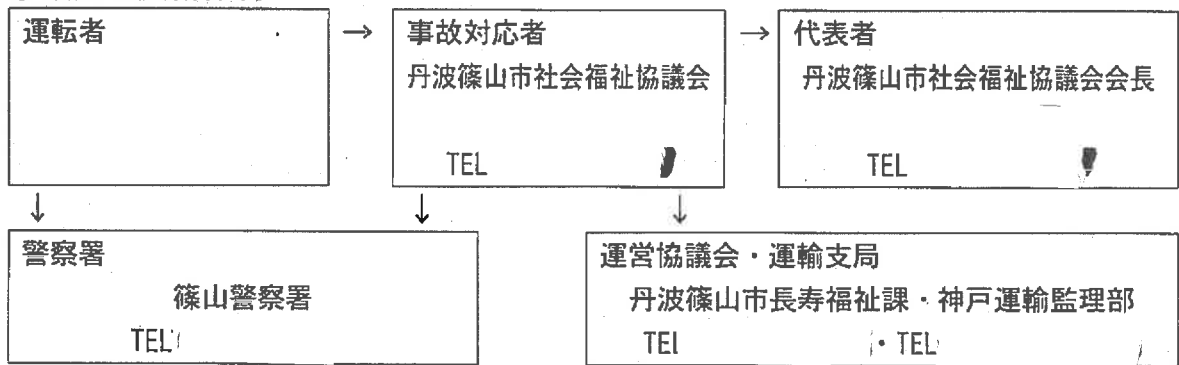


運行管理・整備管理に係る指揮命令系統

運行管理の体制



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制

